


所管部課	総務部総務管財課	部長	北田 和雄		
件名	東大和市公契約（建設工事）における元請・下請関係適正化指導指針の改正について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>(1) 主な改正点</p> <p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、公共工事を受注した建設業者が当該工事を下請に付す場合は、施工体制台帳及び施工体系図の作成が当該建設業者に義務付けられることとなった。</p> <p>この改正に伴い、必要な改正を行うものである。</p>					
<p>(2) 施行日</p> <p>決裁の日から施行するものとする。</p>					
<p>(3) 影響と効果</p> <p>市が発注する公共工事の適正な実施を図ることができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>本指針は、平成19年10月1日に策定されたものである。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後、速やかに改正事務を進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。